

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	軽自動車税賦課事務			事業コード	1624
所属コード	033000	課等名	市民税課	係名	諸税係
課長名	伊藤 伸二	担当者名	大志田 徹	内線番号	2263
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	信頼される質の高い行政	コード	8
	施策	健全な財政運営の実現	コード	1
	基本事業	賦課の適正化と収納率の向上	コード	1
予算費目名	一般会計 2 款 2 項 2 目 賦課事務 (001-01)			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度			開始年度 昭和 25 年度
根拠法令等	地方税法及び盛岡市市税条例			

(2) 事務事業の概要

軽自動車税の納税義務者を特定し、適正かつ公平に賦課事務を行う。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

昭和 25 年の地方税法及び盛岡市市税条例の制定に基づく賦課事務である。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

軽自動車の登録台数が年々増加傾向にあり、賦課事務が増加している。

2 事務事業の実施状況 (Do)・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 対象（誰が、何が対象か）

4 月 1 日現在盛岡市に定置場を有する原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車の所有者。

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 軽自動車税課税車両台数	台	84,306	84,937	85,000	86,330	87,000
B						
C						

(3) 24 年度に実施した主な活動・手順

窓口での標識交付のほか申告書に基づくデータ入力。死亡者，転出者で廃車未申告者に対する申告勧奨。

また，軽自動車の県外異動を的確に把握するため，岩手県内 13 都市による岩手県内都市軽自動車関係協議会を通じて，（一社）全国軽自動車協会連合会から情報を得て，課税事務の適正化を図った。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 申告書入力件数	件	29,281	30,406	31,000	33,666	35,000
B 申告書エラーチェック回数	回	12	12	12	12	12

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

賦課期日現在での軽自動車の状況を的確に把握し，適正な賦課を行う。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 課税誤り件数	☐ 上げる ☒ 下げる ☐ 維持	件	29	18	10	19	0
B 総登録台数に占める税額変更台数の割合 税額変更台数÷総登録台数×100	☐ 上げる ☒ 下げる ☐ 維持	%	0.421	0.460	0.500	0.307	0.200
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	6,537	4,600	4,600	4,357
	⑤その他（ ）	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	6,537	4,600	4,600	4,357
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	4,216	4,216	4,000	4,000

	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	16,864	16,864	16,000	16,000
計	トータルコスト A+B	千円	23,401	21,464	21,000	21,357
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

適正公平な賦課と収納率の向上に結びつく。

② 市の関与の妥当性

法定事務であり妥当である。

③ 対象の妥当性

法定事務であり妥当である。

④ 廃止・休止の影響

地方税法に基づく事務であり，廃止・休止はできない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

所有者変更等の申告漏れの実態調査及び住所異動者の正確な把握により，賦課の適正化を図る余地がある。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

地方税法に基づくものであり，公平である。

(4) 効率性評価

事業費は標識代・封筒印刷代・臨時職員賃金・電算委託料等であり最小限であり削減できない。人件費は，効率的な事務を遂行しており，これ以上の業務時間の短縮は難しい。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

小型自動二輪車の所有者が他県に異動し，車両標識を変更した場合，異動情報提供が行われないことや遅延することが多いことから，陸運支局からの通報制度を確立する必要がある。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

陸運支局では，納税義務者が手数料を負担すれば市へ通報してくれるが，手数料を負担する納税義務者は多くないことから，現制度の改善を図る必要がある。そのためには，国の協力が必要であるのに加え，全国的な試みが必要である。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☒ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

車両の異動に関する情報の把握については、まだ、改善すべき点がある。

また、軽自動車税の減免についても、生活保護後対象者の減免や、福祉部門との連携など、検討すべき点があるが、基本的な賦課業務に関しては、これまでどおり取組むものである。

なお、市のキャラクターなどを活用したご当地ナンバーの導入についても、今後、継続して検討が必要である。